

改革・みらいを代表して意見を述べます。

議案第 83 号に関して意見を述べます。

昨年 12 月、盛岡市議会が市政への信頼回復と不正経理の再発防止に向けて「不正経理の再発防止等を求める決議」を採択した。この決議の中で市議会は、公金の適正な執行に関する職員の意識改革の徹底を図るため、職員の法令遵守推進体制等に関する条例の制定を要求した。

この決議を受ける形で今議会に提案された条例案の第 1 条は「職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに市政における公正な職務の執行の確保に関し必要な事項を定めることにより、市民の付託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護を図ることを目的とする」とされているが、条例案の内容はその目的を逸脱し、すり替えが行われている。これは全く、本末転倒である。

今条例案を可決することによって本当に市民の利益の保護が図られるのか、大きな疑念が払拭できない。なぜなら、市議会が求めたのは市職員の法令遵守であったのに対して、その対象を職員以外の市民、及び団体、並びに議員にまで拡大しており、到底容認できるのではない。これが成立すれば、全国にも稀な悪条例となることは必至である。今後の透明な市政推進に暗雲をもたらす事が懸念されます。

条例案第 2 条の用語説明、及び第 17 条の特定要求行為への対応、第 18 条特定要求行為に係る調査等によれば、地位またはその権限に基づく影響力を有する者が市の通常の適正な職務の遂行に係る要望や提言等を行った場合、特定要求行為として記録された後、盛岡市公正職務委員会が不当要求行為であるかどうか調査されることとなる。また、その記録は「盛岡市情報公開条例」により、請求があれば公開される。

この「地位またはその権限に基づく影響力を有する者」というのが誰のことを指すのかというのは、非常に大きな問題である。拡大解釈された場合、その範囲は社会活動を行う任意団体、例えば町内会長などまで及ぶ可能性もあり、そうした場合、たとえその要望や提言が不当要求行為に当たらないものでも、市に対する発言を自ら抑制・萎縮させることに繋がってしまう可能性を持つからだ。

「この対象者が具体的に誰に当たるのか」という質問が総務常任委員会においてあったが、その答弁は「市職員における対象は部長、懸案によっては次長、あるいは課長」「経済界においては、経済団体の長を想定」などという非常に曖昧なものだった。また、これらの規定は要綱あるいは規則の中で決めていくとの事だったが、要綱や規則の決定は議会の決議を必要とせず行政サイドに全てを任せることになる。もしも市民から不安が発せられても、議会が出来ることは限られて来ることから、今のままで条例を制定するのは明らかに問題があると考えられる。

私達がこの条例案の解釈の曖昧さにこだわるのは、大きな理由がある。それは昨年度発

覚した不正経理の発生の大きな理由のひとつが、「税金が有効に使われるのであれば、予算と異なった使い方をしてかまわない」という職員による「事業予算の使用に関わって拡大解釈があった」からだと考えるからである。条例文の中に曖昧さを残してしまうことは、組織に都合の良い解釈を許す原因となる。

このことから、今条例案が不正経理を許してしまった反省の上に作られたものなのかどうか、はなはだ疑問に感じる。

私達は、市議会に対して、そして市民に対して誠実な行政であって欲しいと切に願っている。

この間、歴史文化施設建設に伴うヒマラヤシーダの伐採、漆芸美術館への事前決議なき予算執行、入札に係る疑念、下水道料の課金の問題などについて各議員から様々な質疑が行われた。それぞれの質疑に対するわが会派の考え方は、必ずとも質問者と一致するものばかりではないが、しかし、その答弁を聞いていると、法や制度に違反していないということを盾にして、質問者を納得させることより、議論を押し切ってしまう様に見える。だからこそ、何度も同じ質問が繰り返されるのではないか。

谷藤市長が提唱する「市民起点の市政」における情報公開や行政の説明責任というものは、本来、その様な姿勢とは相容れないはずだ。しかし、残念なことに、今回の話し合いにおいても、文言の変更で解決できることにでき、審議の内容を反映させようとする努力が見られなかった。これは市長の本意とは異なるものだと思っている。大変、遺憾である。

改革・みらいは、もう一度「市民起点の市政」という原点に戻って、市政執行を執り行うよう強く要請をし、議案第83号に断固、断固反対し抗議するものである。

議案第90号については、新火葬場の建設に当たっては、現火葬場に接する市道三割16号線を廃止する設計になっているが、この市道は周辺の墓地への墓参に利用されているほか、愛宕町や三割地区の循環する公道であり、廃止されることによって市民は著しい不利益をこうむるので、このままの計画は認めがたいところである。

その上で、敷地の有効活用を考慮すれば、市道の存続か、あるいは付け替え道路の新たな計画を提案されるように要望する。

認定1号について意見を述べます。

都南学校給食センターの調理業務等の委託方針の検討にかかる経緯について、4400枚の説明文書を保護者に配布したこと、市のホームページへ同様の記事を掲載したことなど、市民への情報発信の努力は認めるが、説明文書にしてもホームページにしても、委託を実施する方向で検討していることを説明するもので、客観的・中立の立場からの情報発

信であったか、多様な意見を寄せてもらうための情報発信であったか、といえは疑問が残る。

教育委員会からは「委託をしても何も変わらないので、心配はいらない」という情報を発信したのだから、保護者の反応が少ないことや反対意見が少ないことは当然の結果である。これをもって認められたと考えるのは誤りだと感じる。

学校給食検討会等中立の立場の機関が玉山学校給食センターの委託に関しても十分検証し、食育の面、安全の面、労働条件の面、経費節減の面、それぞれのメリット・デメリットをしっかりと公表し、保護者等の意見を積極的に聞くべきである。

業務委託が認められたとしても、後に保護者等から、初めから結果ありきで役所が勝手に決めたという印象を残さないような手順をしっかりと踏むことを望む。